

告 示

埼玉県選管告示第十三号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号（他の政令において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による不在者投票を行うことができる次の施設につき、その指定を解除した。

平成三十一年三月二十二日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治

種 別	施設の開設主体及び名称	所 在 地
病院	医療法人社団 一心会 伊奈病院	埼玉県北足立郡伊奈町 小室九千四百十九
病院	医療法人 三和会 東鷲宮病院	埼玉県久喜市桜田三丁目九番三
病院	独立行政法人 地域医療機能推進機構 さいたま北部医療センター	埼玉県さいたま市北区 盆栽町四百五十三番地